

Title	解題「日本ブラジル国際シンポジウム二〇一六」の開催
Sub Title	Preface : Japan Brazil international symposium 2016
Author	藪本, 将典(Yabumoto, Masanori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2019
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.92, No.7 (2019. 7) ,p.1- 7
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集 ブラジルにおける集団訴訟制度を通じた消費者被害救済と抑止手法の現況 (一)
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20190728-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20190728-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集

ブラジルにおける集団訴訟制度を通じた消費者被害救済と抑止手法の現況 (一)

解題

## 「日本ブラジル国際シンポジウム二〇一六」の開催

藪 本 将 典

### 一 「日本ブラジル国際シンポジウム」のあらまし

二〇一六年一月一二日、本塾大学法学部ならびに独立行政法人国民生活センターとの共催により、「日本ブラジル国際シンポジウム二〇一六」が開かれた。この「日本ブラジル国際シンポジウム」とは、一九八一年に本塾大学法学部とサンパウロ大学法学部との間で締結された学術交流協定<sup>(1)</sup>に基づき、東京とサンパウロで交互に開催されている学術交流行事であるが、以下直近のものから遡って、そのあらましを示したい。<sup>(2)</sup>

・二〇一五年八月、「日伯外交関係樹立二二〇周年記念シンポジウム」開催（於サンパウロ）

- ・二〇一四年一〇月、「二〇一四秋のブラジル法実務講演会(全二回)<sup>(3)</sup>」開催(於 本塾大学三田キャンパス)
- ・二〇一四年五月、「『法と文化』による新たな日伯交流関係の構築に向けて」が開催(於 本塾大学三田キャンパス)されると共に、「日本ブラジル法律・文化協会」(本林徹 理事長)が設立された<sup>(4)</sup>。
- ・二〇一四年三月、学術交流三五周年を記念する「二一世紀の法発展」開催(於 サンパウロ)
- ・二〇一三年四月、「国際シンポジウム 日本・ブラジル消費者法の現状と展望」開催(於 本塾大学三田キャンパス)<sup>(5)</sup>
- ・二〇〇八年八月、本塾大学およびサンパウロ大学の両医学部と共に「ブラジル移民一〇〇周年・慶應義塾創立一五〇年記念国際シンポジウム」開催(於 サンパウロ)<sup>(6)</sup>

## 二 「日本ブラジル国際シンポジウム二〇一六」の概要

本シンポジウムでは、二〇一六年一〇月一日施行の「消費者裁判手続特例法」を受け、「ブラジルにおける集団訴訟制度を通じた消費者被害救済と抑止手法の現況」を共通テーマに、ブラジルの集団訴訟制度創設に関わった専門家や集団訴訟実務に携わる判事および検事による講演と、それらについての日本側識者を交えた討論が行われた。

盛況のうちに終了した今回の様子は、本塾大学法学部オフィシャル・サイト<sup>(7)</sup>で見ることができるといえる。

### 三 招聘講演者の紹介

先にも述べたように、本シンポジウムでは、設定テーマに関連する諸分野の第一人者と目される方々をブラジルより招聘し、ご講演をお願いしたばかりでなく、その後の討論にもご参加頂き、深い見識を存分にご披露頂いた。

以下、招聘講演者の方々の簡単な紹介（登壇順）をもって、解題に代えたい。

#### 【アダ・ペレグリーニ・グリーノ・ヴェル（サンパウロ大学法学部教授）】

公共利益に関する訴訟を主たる研究対象とされ、公共民事訴訟法や消費者保護法典の起草に携わった、ブラジルにおける当該分野の第一人者であられ、集団訴訟を含む新しい民事訴訟法理論に関する著書<sup>(8)</sup>を新たに出版された。（二〇一七年七月ご逝去。）

#### 【カルロス・アルベルト・デ・サリス（サンパウロ州高裁判事・サンパウロ大学法学部教授）】

サンパウロ州高裁判事として司法に携わる一方、仲裁・調停、そして新民事訴訟法典に対する研究関心の下、すでにいくつかの論考<sup>(9)</sup>において、公共利益の訴訟あるいは集団的民事訴訟に関する理論的考察を展開されている。

#### 【セルジオ・クルス・アレン・ハールト（ブラジル連邦検事・パラナ連邦大学法学部教授）】

ブラジル連邦検事として、公衆衛生の分野における集団訴訟実務（特に、国外で認可されているが、ブラジルでは認可されていない薬に関する訴訟）に精通し、公共民事訴訟法のコンメンタールや、集団的・個別的権利の保護に関する研究書をものしておられる<sup>(10)</sup>。

【ツヨシ・オーハラ (サンパウロ州弁護士)】

ごく数の限られた公証翻訳人にして、四〇年にわたり在サンパウロ日本総領事館の法律顧問を務められた、比類ない経験豊富な実務家の見地から、本シンポジウムでは、ブラジルの集团的利益保護団体の一例として、「ブラジル消費者保護協会」(IDEC)<sup>(11)</sup> についてご講演頂いた。

【マリオ・マサノリ・イワミズ (サンパウロ州弁護士)】

弁護士として、ブラジルのフォルクスワーゲン社の企業法務に長年携わってこられた、熟練の実務家としての見地から、本シンポジウムでは、ブラジル集団訴訟制度と企業法務が直面する諸問題についてご講演頂いた。

【カズオ・ワタナベ (元サンパウロ州高裁判事・サンパウロ大学法学部教授)】

簡易裁判所法・公共民事訴訟法・消費者保護法、これら三つの法の起草者にして、当該分野におけるブラジル屈指の権威であられ、ADR研究の一環として、最近では民事手続の承認に関する著書<sup>(12)</sup>を公刊されている。

これら錚々たる斯界の泰斗が一堂に会した本シンポジウムの具体的な内容については、本文を参照頂くとして、講演において惜しみなく披瀝された深い見識の数々とそれを受けての白熱した討論が、わが国の該当分野における議論に裨益するところ大であることは、言を俟たない。

(1) ブラジルのみならず、ラテンアメリカを代表するサンパウロ大学法学部と本塾大学法学部との間では、遡ること一九七七年より学術交流に向けた調整が持たれ、一九七九年より実質的な学術交流が始まっていた。その後、サンパウロ三田会の協力も受けつつ、四〇年余の長期にわたり交流が続いている。これらの詳しい経緯については、池田真朗「慶應義塾大学法学部・サンパウロ大学法学部交流史」(特集「義塾とラテンアメリカ」)「塾」二〇一四年

SUMMER (No.283) 参照。

- (2) 八〇年代から九〇年代に開催されたシンポジウムについては、カズオ・ワタナベ、森征一、ナオミ・オガサワラ／訳リミ・ハラダ「ブラジル消費者保護法典の制定について」法学研究六五巻一号(一九九二年)三四一頁以下参照。
- (3) [http://www.law.keio.ac.jp/international\\_exchange/action/](http://www.law.keio.ac.jp/international_exchange/action/)
- (4) ブラジル側の「伯日比較法学会」(ニュートン・シルヴェイラ 理事長)に対応する、日本側の組織を目指して創設された本会の趣旨ならびに活動内容は以下の通りである。  
【日本ブラジル法律・文化協会の設立趣旨】  
サンパウロ大学(USP)と慶應義塾大学の両法学部は、一九七〇年代より三五年超にわたり学术交流を行ってきた。本学术交流の新たな「かたち」として、今後は、塾全体の社中協力(三田会を含む慶應関係者全体の協力)をさらに強化しつつ、塾外賛同者の協力も得て、グローバルな視点で日伯交流基盤構築に寄与していきたい。この目的を達成するため、三五年の学术交流の実績とノウハウをベースとして、塾内外の人材と情報のプラットフォームとなる「日本ブラジル法律・文化協会」を設立する。社中協力を得られる環境が整っている塾にあつては、新たな日伯関係構築に向けて、慶應義塾の果たす役割の一つであると考える。  
【日本ブラジル法律・文化協会の具体的ビジョン】  
① 慶應外に所属する研究者やブラジル人留学生、ならびに、法曹界・ビジネス界から日伯法律文化交流に積極的に参加する場(プラットフォーム)を提供する。  
② ブラジル法律文化の人材育成のためのキャリア・デザインをサポートし、学術文化交流の将来的発展につなげる。  
③ 外国法・外国地域研究としては新しい分野であるブラジル法研究・文化研究を発信する場となり、研究アウトリーチの窓口として機能する。ブラジルの法律といえは、この協会に聞けば何か分かるという程度に学術レベルと協会認知度を高める。  
④ 学術界(法学を中心としつつ、関連する他の学問領域も含む)・法曹界・ビジネス界がブラジルを軸に連結し、将来性ある豊かな大国ブラジルと日本の揺るぎない関係作りに貢献する。  
【日本ブラジル法律・文化協会の具体的アクション】  
① 「学術」、「ビジネス」、「社会」、「交流」という四つの分科会に分け、各分科会の担当理事を置き、マネジメント

を図る。「学術」では法学を中心としつつ、その他の関連分野も対象とし、「ビジネス」では経済学およびビジネス実務の問題、「社会」では在日ブラジル人の就労や生活に関わる問題、「交流」では、移民の歴史その他の問題を中心に取り扱う。

② 各分科会は、分科会ごとに年間複数回の研究会を行い、年一回行う大会にてその研究成果を発表する。年一回行う大会の各年度のテーマは、各分科会の研究の進捗状況にしたがい判断・決定する。

③ 学会誌発行その他の方法で研究の発信を行う。

⑤ 詳細については、池田真朗「国際シンポジウム『日本・ブラジル消費者法の現状と展望』の開催とその成果」法学研究八六巻九号(二〇一三年)一〜四頁、前田美千代「『国際シンポジウム 日本・ブラジル消費者法の現状と展望』報告記」現代消費者法二〇号(二〇一三年)五三〜六三頁参照。

⑥ 法学部のシンポジウムでは、消費者法制、移民労働法制および取引法制(民法債権法・会社法)に分かれ、講演および討論が行われた。詳細については、「特集 ブラジル移民一〇〇周年・慶應義塾創立一五〇年記念日伯比較法シンポジウム」法学研究八一巻一一号(二〇〇八年)参照。また、同年一月には、創立一五〇年記念・法学部交流事業として、消費者法に関する講演および移民労働法・家族法に関するスタッフセミナーを主軸とするミニ・シンポジウム「日本法とブラジル法」が、東京・三田で開催された。

⑦ [http://www.law.keio.ac.jp/international\\_exchange/](http://www.law.keio.ac.jp/international_exchange/)

⑧ Ada Pellegrini Grinover, *Ensaio sobre a processualidade: Fundamentos para uma nova teoria geral do processo*, Brasília: Gazeta Jurídica, 2016.

⑨ SALLÉS, Carlos Alberto de (Org.); SILVA, S. T. (Org.); NUSDEO, Ana Maria de Oliveira (Org.), *Processos coletivos e tutela ambiental*, Santos: EDUL-Editora Universitária Leopoldianum, 2006; SALLÉS, Carlos Alberto de, "Processos coletivos e prova: transformações conceituais, direito à prova e ônus da prova", In: Édís Milare (Org.), *A Ação Civil Pública após 25 anos*, São Paulo: RT, 2010, p. 147-159; SALLÉS, Carlos Alberto de, "Coisa julgada e extensão dos efeitos da sentença em matéria de direitos sociais constitucionais", In: Maria Clara Gozzoli; Mirna Cianci; Petrónio Calmour; Rita Quarteri. (Org.), *Em defesa de um novo sistema de processos coletivos: estudos em*

*homagem a Ada Pellegrine Grinover*, 1ª ed, São Paulo: Saraiva, 2010, v. 01, p. 143-158.

(9) Egon Bockmann Moreira, Andreia Cristina Bagatin, Sérgio Cruz Arenhart, Marcella Pereira Ferraro, *Comentários à Lei de Ação Civil Pública*, São Paulo: Revista dos Tribunais, 2017; Sérgio Cruz Arenhart, *A tutela coletiva de interesses individuais: Para além da proteção dos interesses individuais homogêneos*, 2ª ed., São Paulo: Revista dos Tribunais, 2015.

(11) <http://www.idec.org.br/>

(12) Kazuo Watanabe, *Cognição no Processo Civil*, 4ª ed., São Paulo: Saraiva, 2012.